

平成24年(行ウ)第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (2)

平成24年12月26日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊藤 真


弁護士 西尾 政行


弁護士 平井 佑希


2012年11月7日付原告準備書面(1)に対して以下のとおり反論する。

第1 訴状別紙法人文書目録(2)記載の文書のうち、川田元滋氏及び大島正弘氏の作成による実験ノート等が存在しないこと

1 川田元滋氏について

(1) 川田元滋氏(以下「川田氏」という。)は、開示請求の対象である「1998年より開始されたディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネ系統の屋内栽培実験」及び「2005年度及び2006年度に実施されたカラシナ由来の抗菌性タンパク質をもつ複合耐病性イネ系統の隔離圃場栽培実験」(以下、「本件各実験」という。)の企画・立案者であり、本件各実験

の実施において指導的役割を果たし、実験結果の取りまとめ等を行った人物であるが、実験自体を自ら実施したものではない。したがって、上記各実験に関する実験ノートを作成・保有していない。

(2) 甲第6号証及び甲第7号証の各論文は川田氏の作成にかかるものであるが、これは、同氏が本件各実験の実質的な担当責任者であったことから、実際に実験を担当していた者から口頭で説明・報告を受けるほか、川田氏からの求めに応じて実験担当者がまとめたメモや図表等の素材（実験ノートではない）の提供を受け、上記各論文を作成したものである。

また、甲第8号証は、「化学と生物」という雑誌に掲載された「抗菌蛋白質ディフェンシン」に関する一般的な解説記事であり、他の研究者による成果とともに、本件各実験の既発表の成果を取りまとめて紹介したものであって、本件各実験によりデータに基づいて直接作成されたものではない。

さらに、甲第9号証及び甲第10号証には、中央農研（被告の前身）・北陸研究センター隔離圃場での「カラシナ・ディフェンシン遺伝子導入イネの調査結果の概要」と題する一覧表が記載されているところ、同表は本件各実験のデータに基づいて作成されたものではあるが、これらの記事は、本件各実験の研究メンバーの一人である矢頭治氏（甲第9号証及び甲第10号証の冒頭にその氏名が記載されている）が執筆したものであり、川田氏は協力者として記載されているにすぎない。

以上より、甲第6号証ないし甲第10号証に川田元滋氏の名前が記載されていることをもって、同氏が実験ノートを作成・保有していたことの裏付けとはならない。

2 大島正弘氏について

(1) 大島正弘氏（以下「大島氏」という。）は、本件各実験に関与しておらず、本件各実験に関する実験ノートを作成・保有していない。

大島氏は、川田氏からの求めに応じて、本件各実験の研究グループに必

要な遺伝子のプロモーター（遺伝子の一部分であり、遺伝子が働く場所やタイミング等を決める因子）を提供した者であり、プロモーターの提供者として上記各実験に貢献はしている。それゆえに被告のプレスリリース（甲第13号証）にもその氏名が記載されたのであるが、本件各実験の研究チームのメンバーではなく、本件各実験それ自体には何ら関与していないのである。

そのため、本件各実験のデータに基づいて作成された甲第9号証や甲第10号証の論文記事にもその氏名が記載されていないのである。

(2) なお、原告は、「本研究プロジェクトの研究成果として、2002年に特許出願された際、大島氏は発明者として名を連ねている」と主張して甲第14号証を引用しており、あたかも、本件各実験の成果により、甲第14号証の発明がなされたかのような主張をするが（原告準備書面（1）7頁）、これは明らかな誤りである。

大島氏は、その発明にかかる「機能性植物を生産するために使用されるプロモーター」（甲第14号証の【発明の名称】欄参照）を本件各実験のために川田氏らに提供したのであって、本件各実験の成果として当該プロモーターが発明されたものではないからである。このことは、甲第14号証の発明者欄に川田氏や矢頭治氏、平八重一之氏らの名前の記載がないことからも明らかである。

第2 訴状別紙法人文書目録(2)記載の文書(以下、「実験ノート」という)が法人文書ではないこと

1 被告における実験ノートの取り扱い

(1) 実験ノートには、実験や研究の情報が記載されているものの、これは研究者自身の思考を整理するためや、研究者自身の記憶を補完するためなど、いわば、研究者自身のメモ書きであり、あくまで研究者自身が個人的に使用するために作成したものである。また、被告においては、実験ノートは

業務上必要なモノとして組織的に利用・保存されているものではない。よって、実験ノートは法2条2項の「法人文書」に該当しない。

(2) より具体的には、被告においては、本件各実験が実施されていた当時ににおいて、実験ノートの作成、利用及び管理については以下のとおりであった（乙第2号証・72頁～74頁参照）。

- ① 本件各実験の研究チームでは、チーム長から各研究員に対し、研究課題について包括的な指示が行われ、各研究員は、それに従い実験等を行うが、そこで得られたデータは、各研究員が管理しており、農研機構として組織的に管理はしていない。
- ② 各研究員は、チーム長に対して、実験結果の生のデータではなく、ある程度まとめた上で実験の状況などを報告している。

なお、本件各実験の主要要素は、いずれもイネ科植物の栽培実験であるところ、必然的に実験の成果を確認できるのは基本的には年単位となる。

本件各実験の毎年度の本件各実験の実績の概要は、「成績・計画概要書」に記載されていたが、同概要書のほかには実験結果等をまとめた報告書ないしこれに類する文書は存在しない。もちろん、本件各実験の担当者間において本件各実験に関する情報交換、報告や指示がなされることがあるが、いずれも適宜必要に応じておこなわれるものであり、定期的に、または報告書等の書面をもってなされることはなかった。

- ③ 実験データを記録しておく媒体については、特に決まった様式や記載方法はなく、メモ用紙にすぎないものや、バインダー、ノートあるいはパソコンに保存するものなど、様々であった。

被告における研究は、植物が対象であり、工業分野の研究の様に比較的短時間で実験結果が出るものとは異なり、実験結果が出るまでに長時間を要する栽培実験の他に、実験室における植物の生理的・分子遺伝学的解析なども含む多様な形態を持つものである。このような研究では、実験ノートなどの記載内容等の統一は、研究の効率的・効果的実施にな

じまないからである。

④ 各研究者は、実験データについては、善良な管理者の注意をもって管理に当たるものとし、外部への持ち出しは原則禁止されていた。研究者が退職する場合は実験ノートは個人で廃棄するものとされ、たまたま研究を引き継ぐ者があれば、その個人に実験ノートを残すことはあるが、組織としての被告に引き継ぐものではなく、退職者の残した実験ノートが被告の資料室そのた一定の場所に保管されることはない。

(3) 被告は、異議申立手続において、諮問機関である内閣府情報公開・個人情報保護審査会（以下、「本件審査会」という。）に対して、上記（2）①ないし④と同様の説明をおこなった（乙第2号証・73～74頁）。

これをうけ、本件審査会は、被告が行っている主な研究分野である生物系の研究と類似する分野を研究・調査している他の独立行政法人における実験ノートの保有状況及び管理等について調査したところ、特定独立行政法人C、特定独立行政法人D、特定独立行政法人E及び特定独立行政法人Fにおいては、実験ノートは法人文書として取り扱っておらず、研究者個人のものとして取り扱っていること、また、上記各法人においては、実験ノートに関する様式、管理、保管及び外部への持ち出し等に関する規定もないことが確認された（乙第2号証・74～75頁）。

(4) 被告における実験は、工業分野の研究や製薬会社における研究組織単位で個別研究課題に取り組むものとは異なり、各研究者間において必要に応じて相互に意見交換を行うものの、基本的にはそれぞれの研究者が研究課題ごとに責任を持って、様々な実験を行うと共に、時には室内実験等の短期の実験を行い、時には長期間継続する屋外での栽培実験等を行うなど、多様な態様を含むものである。例えば、遺伝子の配列解析は数時間で終わる一方、本件各実験の主要部分であるイネの特性解析の場合は栽培と解析のサイクルが基本的には1年であり、さらに果樹の場合であれば数年の観察が必要である。このような多様な研究の性格から、被告に所属する各研究者の実験ノートは組織的に管理する必要性に乏しく、各研究員の自主管

理に委ねられていたのである。

原告が引用する甲第15号証は、「実験ノートの作成や管理はこうあるべきだ」ということを一般論として述べるに過ぎないものであり、被告における実験ノートの作成の有無や管理実態の裏付けになるものではない。

2 研究課題の決定等

被告における研究は、農林水産省の施策を実現するための研究であり、同省が示す行政ニーズ等から抽出された具体的な目標（中期目標）を達成するため、その実現に向けた計画（中期計画）を作成する（乙第1号証参照）。これを受け、被告における各研究者は、中期計画を実施するため、その創意に基づいて研究課題を発案する。被告は、各研究者の発案を尊重しつつ、組織としてニーズ等を勘案して法人として行うべき各研究課題を決定している。

このように、目標を示し、研究実施課題を決定するのは農林水産省や被告であるが、個別の研究実施課題は研究者の発意に基づくものであり、そのアプローチは個々の独創的な創意工夫に委ねられている。

3 小括

以上の各事情に鑑みれば、本件における実験ノートが各研究者個人のものであり、組織供用性がないことは明らかである。

本件審査会も、平成20年6月27日に原告からの異議申立手続について諮詢を受け、同23年9月30日に答申を出すまで3年3か月の歳月を費やし、その間、異議申立人（原告）から意見書1ないし3を受領し、諮詢庁（被告）からは理由説明書並びに補充理由説明書1及び2を受領し（乙第2号証・66頁ほか）、さらに被告職員（統括部長）からの口頭説明や他の独立行政法人に対する調査確認等を経た上で、本件の実験ノートが法人文書には該当しない旨の結論を出している（乙第2号証・75～78頁）。

このように、実験ノートの被告における取扱いについて十分な調査と慎重な審議を経た上で出された「本件の実験ノートは法人文書ではない」との本件審査会の結論が尊重されるべきであることはいうまでもない。

第3 「成績・計画概要書」について

1 「成績・計画概要書」の位置づけ

被告が準備書面（1）で指摘した「成績・計画概要書」は、被告に所属する各研究グループが、それぞれの研究テーマについて1年間の研究の成果を報告するとともに、今後の研究計画を記載した書面であり、被告において利用・保管されているものである。

そのため、「成績・計画概要書」は法2条2項の法人文書であり、そのうち、本件各実験に関する記載部分は、訴状5頁の請求文書目録（2）「すべてのレジメ、レポート、報告書などその他名称のいかんを問わず実験内容を検討し或いは報告するために作成し、請求先で保存された全ての書類（アナログデータ及びデジタルデータ）」に該当するものと思われる。

2 不開示処分で「成績・計画概要書」が記載されなかった背景

（1）しかしながら、「成績・計画概要書」は、各年度毎に被告において実施された多数のテーマの実験・研究についての成績及び報告が記載されているものである。そのため、本件各実験についての記載は、「成績・計画概要書」全体のごく一部にすぎない。すなわち、本件各実験を所管していた被告の中央農業総合研究センターには、重点的に行っている研究だけでも以下のものがあり、本件各実験は、下記②の一部である。

- ① 農業技術の革新のための基礎的な技術の開発と本州中央地域（関東・東海・北陸の農業の発展に役立つ技術の開発（温暖地における油糧作物を導入したバイオマス資源地域循環システムの構築、フィールドサーバの高機能化と農作物栽培管理支援技術の開発等））

- ② 稲、麦、大豆、などの品種改良とそれらを支える基礎的研究や栽培技術・品質に関する新技術の開発（めん用小麦品種の育成と品質安定化技術の開発、稲病虫害抵抗性同質遺伝子系統郡選抜と有用ＱＴＬ遺伝子集積のための選抜マーカーの開発等）
 - ③ 野菜の育種、栽培、環境負荷低減、流通・利用等の技術開発につながる基礎的・基盤的研究
 - ④ 良質で健全な畜産物の生産性の向上と畜産資源の有効利用・自給率向上を目指した飼料生産から畜産生産及び排せつ物の処理・利用に至る畜産総合研究
 - ⑤ 農村生活環境の整備・管理、農業・農村の多面的機能の發揮のための技術などの農村の振興に必要な研究
- (以上について、乙第2号証・28頁～29頁参照)

(2) 「成績・計画概要書」は、上記(1)に挙げた各研究に関する各年度毎の実績の概要と次年度の計画が記載されているものであり、逆に言えば、同概要書の大部分は、本件各実験に関係のない事項が記載されているのである。

また、「成績・計画概要書」は、進行中の研究・実験についての被告内部の意見交換のための会議・打合せのための資料という性格が強いものである。

そのため、平成20年2月12日に被告が開示決定をおこなった当時は、「成績・計画概要書」それ自体が「本件各実験に関する文書」であるとの性格が希薄であり、かつ、これを開示することは被告内部における率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるとともに、各研究者の自由な発想が損なわれるを考えられたため、その存在そのものも不開示としたものと思われる。

3 「成績・計画概要書」の存在は本件不開示処分の適法性に影響しないこと

(1) 「成績・計画概要書」は、訴状5頁の請求文書目録(2)に該当するも

のの、そこに実験の生データは記載されておらず、訴状別紙法人文書目録（2）の文書（実験ノート等）には該当しない。

したがって、「成績・計画概要書」は、訴状別紙法人文書目録（2）の文書の不開示処分の取消しを求める本件訴訟の対象とならない。

（2）また、被告の準備書面（1）で述べたとおり、「成績・計画概要書」は法5条4号ホの開示除外文書である。したがって、「成績・計画概要書」は、いずれにしても非開示となったものである。

本来開示すべきものを開示していないのであれば違法の誹りを免れないが、「成績・計画概要書」については非開示とすべきものを非開示としているのであるから、被告の処分には何ら違法はないというべきである。

（3）また、仮に万が一、「成績・計画概要書」の存在を決定書に記載しなかったことが違法と評価されたとしても、その違法は、他の文書の開示・不開示の決定の適法性に何ら影響を与えるものではない。

以上より、「成績・計画概要書」の存在は、被告が原告に対し訴状別紙法人文書目録（2）記載の文書（実験ノート）を不開示とした処分の適法性を左右するものではない。

第4 求釈明に対して

1 各研究員からチーム長に対する報告について

（1）本件各実験の被告内部における報告については、準備書面（1）において述べたとおりであり、年に1回、被告内での各研究課題の担当責任者（委託プロジェクトおよびその他外部資金プロジェクトの場合は代表研究者）が、関係研究者から年度ごとにそれぞれの管理する実験データを取りまとめた研究成果を収集し、年度報告として取りまとめた成績・計画概要書が作成されている。

（2）本件各実験に関しては、成績・計画概要書に記載されたもの以外には、内部的な報告書その他の文書は存在しない。

本件各実験は、いずれもイネ科植物の栽培実験であるところ、その性格上、必然的に実験の成果を確認できるのは基本的には年単位となるため、報告書の作成が毎年1回作成される「成績・計画概要書」に収容されるもののみであっても何ら不合理ではない。

(3) もちろん、複数の研究者がチームを組んで研究・実験を実施する以上、「成績・計画概要書」が作成されるまでの間にも、本件各実験の担当者間において本件各実験に関する情報交換、報告や指示がなされることはあつたようである。しかし、そのようなやりとりは、いずれも適宜必要に応じて、基本的には口頭ベースでおこなわれるものであり、定期的に、または報告書等の書面をもってなされることはなかったようである。

2 本研究プロジェクトの担当責任者について

被告は、本件各実験が開始された平成10年以降、平成13年4月、同15年10月及び同18年4月に組織が改編されており（乙第2号証・74頁参照）、また、「本研究プロジェクトの担当責任者」とはどのレベルの責任者を指すのか明らかでなく（対外的か対内的か、誰に対して責任を負うのか等）、「本研究プロジェクトの担当責任者」として一概に特定の人物の氏名をもって回答することはできない。

しかしながら、「ディフェンシン組換え稻研究」の企画、立案、実験指導及び報告書作成等全般にわたる指導的役割を果たしたのは川田元滋氏であるから、本件各実験について知悉し、全体を把握している人物という意味では、「本研究プロジェクトの担当責任者」は同氏であるといえる。

以上

平成24年(行ウ)第369号 法人文書不開示処分取消請求事件

原告 レペタ・ローレンス

被告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証拠説明書

平成24年12月26日

東京地方裁判所 民事第2部A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊藤 真



弁護士 西尾 政行



弁護士 平井 佑希



号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨等	備考
乙2	答申書	写し	平成23年 9月30日	内閣府情 報公開・個 人情報保 護審査会	本件不開示処分の異議 申立手続において被告か ら諮詢を受けた内閣府情 報公開・個人情報保護審 査会が作成した答申書の 内容。特に、本件実験ノ ートが法人文書に該当し ないと判断されているこ と。	この答申書は 内閣府のホー ムページ (http://www. cao.go.jp) か らダウンロー ドして印刷し たものである。